次世代 IT 労務月報

2025 年
12 月号
NO.40

発行者・文責
社会保険労務士　代表　井上　利明
〒501-1165　岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室
電　話：090-2944-6028　　FAX：058-234-0331
e-mail：inoue@next21it-sr.com　　ＨＰ：https://next21it-sr.com/

トピックス

◆年金の繰り上げ受給について　→　受給額の事例 1，2
◆年金の繰り下げ受給について　→　受給額の事例 3

● 年金の繰り上げ受給について（年金機構 HP 抜粋）

老齢基礎・厚生年金は、原則として 65 歳から受け取ることができますが、希望すれば 60 歳から 65 歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、繰上げ受給の請求をした時点に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求をする必要があります。

＜繰り上げによる減額＞

繰上げにより減額される年金額は、老齢基礎年金の額（振替加算額を除く）および老齢厚生年金の額（加給年金額を除く）に、下記の減額率を乗じることにより計算します。　0.4%× 繰上げ請求月から 65 歳に達する日の前月までの月数 ＝ 減額率

※2 昭和 37 年 4 月 1 日以前生まれの方の減額率は、0.5%（最大 30%）となります。

繰上げ減額率早見表（昭和37年4月2日以降生まれの方）

請求時の年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
60歳	24.0%	23.6%	23.2%	22.8%	22.4%	22.0%	21.6%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%	19.6%
61歳	19.2%	18.8%	18.4%	18.0%	17.6%	17.2%	16.8%	16.4%	16.0%	15.6%	15.2%	14.8%
62歳	14.4%	14.0%	13.6%	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	11.2%	10.8%	10.4%	10.0%
63歳	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.0%	7.6%	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.6%	5.2%
64歳	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

※これから 3 つの事例を上げますが、個々の条件により年金額の支給停止や加算、法改正により変動があるため大まかな目安となります。

＜受給額の事例 1（60 歳時点）＞

◎老齢基礎年金が満額受給（令和 7 年度は年額 831,700 円）

◎平均標準報酬額 26 万円（月収 25 万円）で社会保険の加入期間 20 年
（2005 年 4 月～2025 年 3 月まで加入）

◎60 歳 0 カ月で請求した場合

831,700 円＋（250,000 円×5.481÷1,000×240 カ月）＝1,160,560 円
1,160,560 円×24%＝278,534 円（1 年間で減額される額）
1,160,560 円 - 278,534 円 ＝ 882,026 円（年間の受給金額）

＜60 歳以降も引続き社会保険に加入し、70 歳まで掛けていたケース＞

左記のケースの様に 60 歳に繰り上げ受給した場合は 24%減額されますが、**引続き社会保険に加入した場合は厚生年金の金額を増やすことができます。それ以降は掛けた加入月だけ最大 70 歳まで加算されます。**

65 歳以降は前年 9 月から当年 8 月までの厚生年金保険加入期間を反映して、**年金額を毎年 10 月分（12 月受取分）から改定**する仕組みです。これを**在職時改定**といいます。

＜受給額の事例 2（70 歳時点）＞

◎事例 1 の条件から更に 10 年間社会保険に加入した場合

250,000 円×5.481÷1,000×120 カ月＝164,430 円

882,026 円＋164,430 円＝1,046,456 円（年間の受給金額）

● 年金の繰り下げ受給について（年金機構 HP 抜粋）

老齢基礎（厚生）年金は、**65 歳で受け取らずに 66 歳以後 75 歳までの間で繰り下げて増額した年金を受け取る**ことができます。繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰り下げすることができます。

＜繰り下げによる増額＞

繰り下げ受給をした場合の加算額は、**老齢基礎年金の額（振替加算額を除く）および老齢厚生年金の額（加給年金額を除く）に下記の増額率を乗じる**ことにより計算します。ただし、65 歳以後に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70 歳以後に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、**在職老齢年金制度**により支給停止される額は増額の対象になりません。

0.7%×65 歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数 ＝ 増額率

※1 昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれの方（または平成 29 年 3 月 31 日以前に老齢基礎（厚生）年金を受け取る権利が発生している方）は、繰下げの上限年齢が 70 歳（権利が発生してから 5 年後）までとなりますので、増額率は最大で 42%となります。

繰下げ増額率早見表

請求時の年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

＜受給額の事例 3（75 歳時点）＞

◎75 歳 0 カ月で請求した場合（事例 1 と同様の条件）

831,700 円＋（250,000 円×5.481÷1,000×240 カ月）＝1,160,560 円

1,160,560 円×84%＝974,870 円（1 年間で増額される額）

1,160,560 円 ＋ 974,870 円 ＝ 2,135,430 円（年間の受給金額）